

回数 (年数)	問 題
第68回 (30年)	<p>〔第一問〕 -30点-</p> <p>問1 2以上の道府県において事務所を設けて物品販売業を行う法人(資本金1億円)の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの事業年度(当該事業年度中、合併があった事実はない。)における事業税の中間申告納付について説明しなさい。ただし、平成30年度税制改正による変更点については説明を要しない。</p> <p>問2 法人の事業税の更正の請求について説明しなさい。</p> <p>〔第二問〕 -25点-</p> <p>甲税理士は、A県において製造業を行う株式会社X(以下「X社」という。)から法人の事業税の加算金について問合せを受けた。X社の申告等の状況は以下の【資料】のとおりである。</p> <p>この場合、X社が平成30年9月に行うことを予定している修正申告書の提出により課されるべき加算金について、どのように説明したらよいか述べなさい。その際、まず当該加算金に係る制度の概説を行った上で、X社の場合について当てはめを行う形で説明すること。</p> <p>なお、地方税法第72条の47(法人の事業税の重加算金)の規定については説明を要しない。</p> <p>【資料】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>X社は、第5期事業年度(平成29年4月1日から平成30年3月31日までの事業年度)分の事業税の確定申告書(以下「当初申告書」という。)について、その申告納付期限である平成30年5月31日までに申告書を提出すること及びその税額を納付することを失念していたため、同年6月1日に、当初申告書をA県a県税事務所へ提出した。当初申告書に記載した事業税額(所得割額)は600,000円であった。</li> <li>X社は、平成30年6月20日に、a県税事務所から次の通知を受けた。 <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;通知の内容(要旨)&gt;</li> <li>当初申告書に記載された事業税額を基礎とした不申告加算金(当初申告書の提出が、当初申告書に係る事業税額について決定があるべきことを予知してされたものでないものとして計算された金額)の決定</li> </ul> </li> <li>X社は、平成30年8月に、a県税事務所から次の理由により事業税に関する調査を受けた。この結果、第5期事業年度分の事業税額の適正額は1,500,000円(内訳:所得割額600,000円、付加価値割額400,000円、資本割額500,000円)であり、当初申告書に記載した事業税額には900,000円の不足額があることが判明した。</li> </ol> <p>X社は、この時点で、当該不足額の更正があるべきことを予知している。</p>

回数 (年数)	問 題
第68回 (30年)	<p data-bbox="316 224 481 253">&lt;調査の理由&gt;</p> <p data-bbox="337 268 1226 340">X社は、第5期事業年度の中途において増資し、外形標準課税対象法人となったが、当初申告書では付加価値割及び資本割を申告していなかったため。</p> <p data-bbox="273 357 1226 428">4. X社は、平成30年9月に、事業税額の不足額900,000円について修正申告書を提出するとともに、納付する予定である。</p> <p data-bbox="273 446 1226 562">5. X社は、第1期事業年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日までの事業年度）分の事業税額について、平成28年12月に、a県税事務所から重加算金を徴収されたことがある。</p>